



岩手県県北家畜保健衛生所
岩手県北家畜衛生協議会

目 次

インフルエンザシーズンの到来です！！	1
岩手県内の家畜伝染病の発生及び届出伝染病の届出状況が県公式ホームページに掲載	2
東アジア地域では口蹄疫が継続発生しており、引き続き要注意です	3
冬を元気に乗り切ろうー冬期間の子牛の損耗防止ー	4
今年は獣医師法第22条の届出年です。忘れずに！	5

インフルエンザシーズン 到来です！！



1. トピックス

10月15日、「平成26年4月に発生した高病原性鳥インフルエンザに係る疫学調査報告書」が農林水産省消費・安全局のHP上に公表されました。

【発生概要】

平成26年4月13日、熊本県の肉用鶏農場（約56,000羽）で、高病原性鳥インフルエンザ（以下 HPAI）（H5N8亜型）が発生。同一者が管理する同県他農場（約56,000羽）も発生農場として計12,000羽が殺処分されたが、幸い感染拡大はみられず、同年5月1日に搬出制限区域が解除、5月8日には移動制限区域が解除され、同日終息宣言が出された。

【報告書の概要】

（1）分離されたウイルスの遺伝的性状と病原性

平成26年1月以降に韓国で続発しているH5N8亜型ウイルスと、遺伝的に非常に近縁。感染実験の結果、あひる（カモ類）に対して感染性は高いが、明らかな臨床症状を示さず、非致命的。一方、鶏に対しては、感染性は低い、致命的。

（2）国内へのウイルスの侵入時期と経路

越冬を終えたカモ類等の渡り鳥が、九州から朝鮮半島や大陸へと北上する春の渡りの期間に国内にウイルスが侵入した可能性あり。本年は韓国国内で大雪の発生があったことなどから、この時期通常見られない朝鮮半島から日本への逆方向の飛来により、ウイルスが持ち込まれた可能性あり。

（3）農場への侵入経路

防鳥ネット・金網や鶏舎の一部破損等が確認されたこと、鶏舎の側面にはネズミ等の小型動物が出入り可能な隙間が見られたこと等から、野鳥やネズミ類が農場や鶏舎内にウイルスを持ち込んだ可能性あり。

（4）提言

- 家さんの健康観察による早期発見とまん延防止のための早期通報の重要性
- 野鳥・野生動物によるウイルスの侵入防止対策
- 防疫対策の一層の強化と再徹底（特にも冬の渡り鳥が滞在する10月から5月まで）
- 周辺国の発生状況等の情報収集

※報告書掲載サイト→消費・安全> 鳥インフルエンザに関する情報

2. H26年度上半期巡回結果

今年5月から、飼養衛生管理基準遵守状況の確認のための第1回目の巡回を実施しました。遵守状況は概ね良好でしたが、下記のような不備事項も散見されました。

- ・防鳥ネットの破れが補修されていない。
- ・鶏舎壁が破損し、隙間が出来ている。
- ・鶏舎周囲に雑草が生い茂り、ネズミ等の侵入しやすい環境になってしまっている。
- ・車両消毒をしてくれない業者がある。
- ・鶏糞運搬車両の消毒の不徹底や未確認。

飼養衛生管理基準は、疾病対策の基本中の基本です。いま一度確認し、不備なところは速やかに改善してください。また、「毎月1日は消毒・点検の日」です！ こちらも習慣づけましょう！

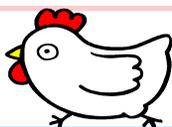
3. H26異常鶏通報状況（H26.10.20現在）

異常鶏に係る通報受理件数は81件で、うち12件で農場立入りを行い、全てインフルエンザ「陰性」を確認しています。概ね、異常発見から速やかな報告を受けていますが、中には通報が遅かったケースもあります。万が一の場合、初動対応の遅れが感染拡大を招きます。「異常があったらすぐ通報！」を全従業員に再度徹底してください。

4. 例外摘要の準備は出来ていますか？

HPAIやLPAIが発生した場合、食肉処理場、孵卵場及びGPセンターの稼働が制限されますが、一定の条件が満たされている場合、協議を経て、制限対象外とされる規定（通称：例外摘要）があります。万が一の場合でも、経営への影響を可能な限り少なくするためには事前の準備が必要です（詳しくは県北家畜保健衛生所までお問い合わせください）。

お知らせ



「岩手県内の家畜伝染病の発生及び届出伝染病の届出状況」が、県公式ホームページに掲載されました！

飼養衛生管理基準の「家畜防疫に関する最新情報の把握」の一助となりますので、生産者および畜産関係者の皆様におかれましては、ご活用をお願いいたします。

【掲載場所】

トップページ＞組織から探す＞知事部局＞農林水産部＞畜産課＞感染症情報＞「岩手県内の家畜伝染病の発生及び届出伝染病の届出状況」

<http://www.pref.iwate.jp/nougyou/chikusangijutsu/kansenshou/index.html>

なお、全国の監視伝染病発生状況は、農林水産省のホームページに掲載されています。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/kansi_densen/kansi_densen.html

東アジア地域では口蹄疫が継続発生しており、引き続き要注意です

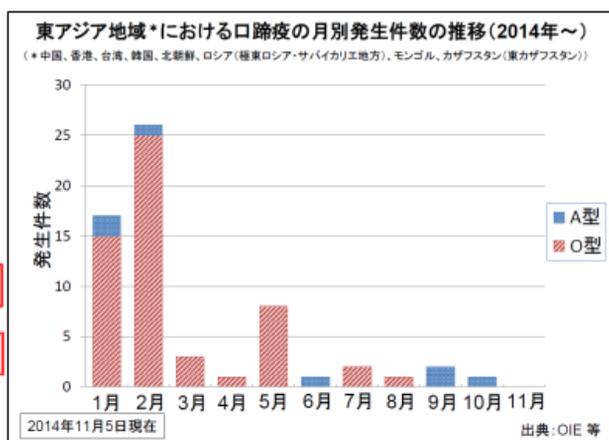
口蹄疫は今年も海外で発生しており、特に韓国（地図参照）、中国（香港）での発生が相次いでいます。これから“年末年始”や“春節”（旧暦の正月）にかけては、例年海外からの旅行者が増えます。農場への口蹄疫の侵入を防ぎましょう。

畜産農家・関係者の皆様へお願い

農場部外者の出入制限、出入りする人（靴底）、車の消毒など侵入防止対策を再確認していただくとともに、生産者、畜産関係者の方々は口蹄疫発生国への渡航はなるべく控えてください。

1. 発生国へ渡航する場合は、
 - ・農場、と畜場など畜産関連施設には立入らないでください。
 - ・肉製品等を日本に持たないでください。
 - ・帰国したら、空海港の動物検疫所に立ち寄り、家畜防疫官の指示を受けてください。
2. 帰国後は、
 - ・1週間は牛舎に入らないでください。
 - ・発生国で使用した衣服・靴はそのまま持たないでください。持込む場合は事前に洗浄消毒を十分に！！
3. 日頃、家畜を観察して異状があった場合は、すみやかに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

韓国における口蹄疫の発生状況
(2014年7月23日～、O型)



冬を元気に乗り切ろう ー冬期間の子牛の損耗防止ー

冬期間、気温の低下する時期には、子牛の下痢や肺炎などが多発する傾向にあります。

下痢も呼吸器病も牛舎環境を清潔に保ち、適度な換気と乾燥した敷料による子牛の保温で予防効果は高まります。

これからの時期、子牛の快適な環境に心掛け、元気な子牛を育てましょう。

【下痢】

・原因

細菌性：大腸菌など

ウイルス性：ロタウイルス、コロナウイルスなど

寄生虫性：コクシジウムやクリプトスポリジウムなどの原虫、線虫類など

・対策

子牛への確実な初乳給与

畜舎の換気、消毒

踏み込み消毒槽の設置

牛舎環境内の病原体の低減と持ち込み防止



子牛が冷えると…

牛床の汚れや敷料不足は子牛の冷えの原因になります。子牛の体温が低下すると体温維持の為骨格筋へ血液が動員され消化管への血流量が減少すると同時に深部体温の低下による消化酵素の活性低下から食滞や消化不良、消化管粘膜の障害が起こり、様々な下痢の原因ともなります。

【呼吸器病】

・原因

換気不足

細菌性：マンヘミア菌、パスツレラ菌など

ウイルス性：RSウイルス、パラインフルエンザ3型ウイルスなど

・対策

朝晩あるいは天候の良い昼間、敷料交換時には出来る限り換気を行うことが重要です。



牛舎の換気が悪いと…

保温のために閉め切っている牛舎では、換気不足により、糞や尿からのアンモニアガスが発生します。敷料から舞い上がった粉塵は病原体とともに呼吸器に侵入します。アンモニアガスは、気管や肺の粘膜に障害を起し病原体を付着し易くさせます。付着した病原体は、容易に増殖して炎症を起し、肺炎へとつながります。



今年は獣医師法第22条の届出年です。忘れずに！

平成26年は、獣医師法第22条の届出の年となっています。
平成26年12月31日現在の状況を、獣医師法施行規則第6号様式に従ってお住まいの家畜保健衛生所に届け出て下さい。

○獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務づけられています。

○平成26年は届出の年で、届出が必要です。

○届出様式は、平成24年度から変更（A4版）になりましたので、届出の際は、ご注意願います。

○届出様式に必要事項を記入の上、平成27年1月31日（必着）までに、居住地の最寄の家畜保健衛生所に届け出て下さい。

なお、届出様式や記載方法は農林水産省HP（下記URL）に掲載しています。

（農林省HP）<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>
（参考）

（届出義務）

第22条 獣医師は、農林水産省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所、その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年1月31日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

（逐条解説）

獣医師法第22条の届出は、獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するため、2年ごとに行われており、獣医師にはその届出が義務付けられています。

※結婚等により、本籍地の都道府県名、氏名が変更された場合は、変更があった日から30日以内に、登録申請が別途必要です。

詳細は、農林水産省HP（下記URL）に掲載しています。

（農林省HP）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html>



家畜・家きん農家の皆様へお知らせです

家畜伝染病予防法に基づく定期報告は毎年必要です。

来年（平成27年）も忘れずにお願いします。

牛・馬・豚・めん山羊・鹿・イノシシは4月15日までに、
家きん（鶏・あひる・うずら・きじ・七面鳥等）は6月15日までに、
家畜保健衛生所に提出してください。



岩手県北家畜保健衛生所

電話：0195(49)3006

岩手県北家畜衛生協議会

FAX：0195(49)3008

電話：0195(49)3040